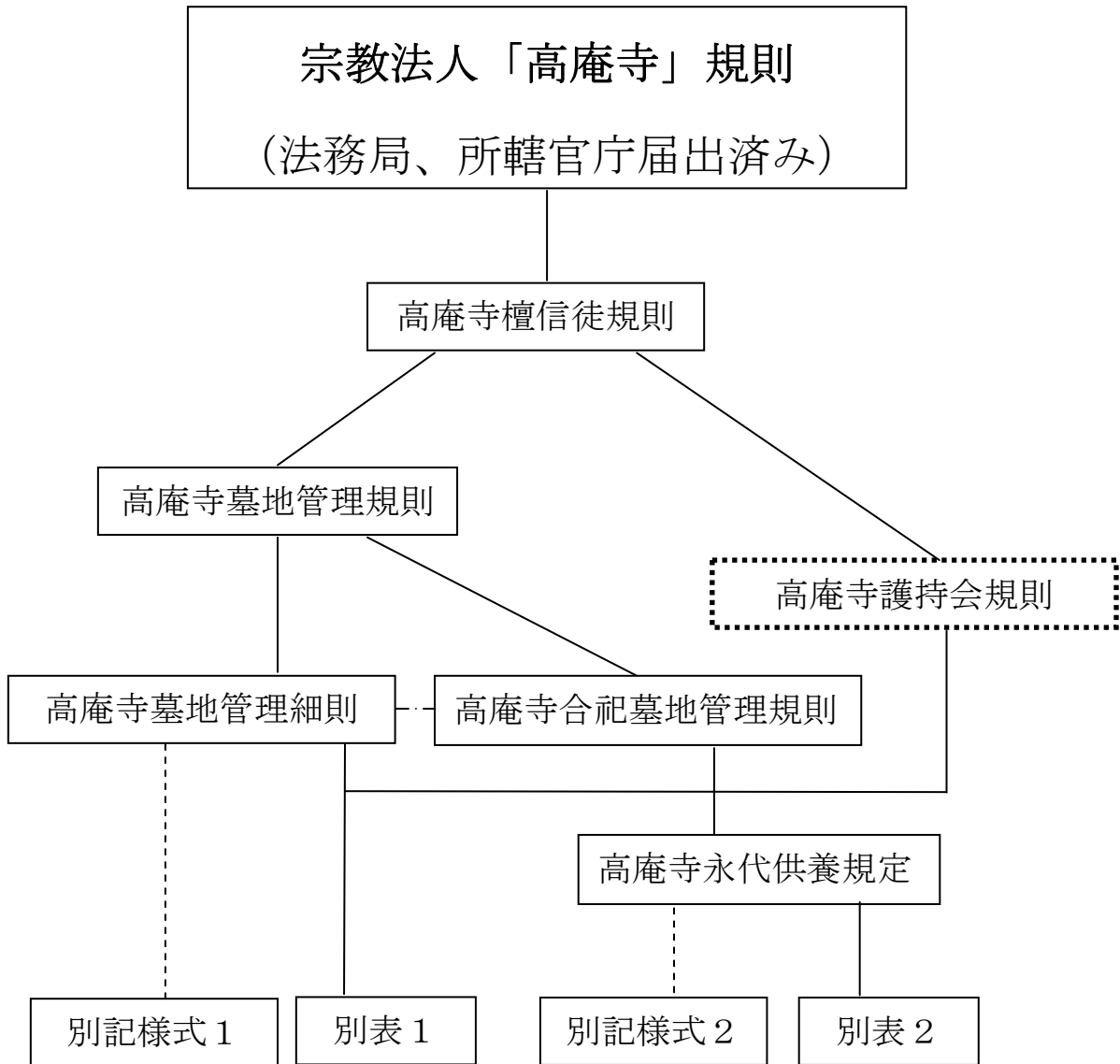


高庵寺諸規定系統図

平成15年4月1日
宗教法人曹洞宗 高庵寺



- 1 高庵寺諸規定の相関関係は上記図のようになっています。最上位の（宗教法人「高庵寺」規則）は図にあるように法務局および所轄官庁に届け出てあり、その規定に従って下位規定が制定される形になっています。したがって、下位規定については関係官庁の届け出なしに法的効力を持つこととなります。

2 例) 檀信徒資格の失効

一例として、檀信徒資格を失う場合を例示します。

高庵寺墓地管理細則第4条により、別表1の護持会費他を2ヵ年以上滞納すると、原則として墓地の使用許可が取り消されます。次に高庵寺檀信徒規則第4条により、檀信徒の資格を失効することになります。

また、同じく第2条または第3条により、檀信徒名簿から削除されます。

さらに、高庵寺墓地管理規則第8条により墓地の撤去となり、一切の権利を消失することになります。

誠に残念ながら、ごく少数の方ですが、諸費用の数年に亘る滞納を始め、一切の義務を多年に亘り果たされない方がおられるのも事実です。誠に心苦しいのですが、宗教法人の代表役員として、適切な措置を取らざるを得ない状況が存在します。

備考1：平成22年8月16日、墓地管理規則及び同細則、別表1一部改定。

備考2：高庵寺護持会規則については、組織未整備のため、現在効力停止中。組織整備後速やかに効力停止を解除する。

備考3：平成22年8月29日、高庵寺合祀墓地管理規則及び高庵寺永代供養規定全面改訂、別表1全面改訂、別表2及び別記様式2新規作成。

宗教法人「高庵寺」規則

第1章 総則

第1条 (名称)

この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって、「高庵寺」という。

第2条 (事務所の所在地)

この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を（栃木県足利市宮北町8番地7）に置く。

第3条 (包括団体)

この法人の包括団体は、宗教法人「曹洞宗」とする。

第4条 (目的)

この法人は、千住観世音菩薩を本尊とし、高祖承陽大師、太祖常済大師を両祖と仰いで、曹洞宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成し、その他この寺院の目的を達成するための業務及び事業を行うことを目的とする。

第5条 (告示の方法)

この法人の公告は、事務所の掲示場に十日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

第6条 (員数)

この法人には、若干名の責任役員を置き、そのうちの一人を代表役員とする。

第7条 (資格及び選定)

代表役員は、宗教法人曹洞宗より任命されたこの寺院の住職の職にある者をもって充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、この寺院の干与者のうちから代表役員が選定する。

第8条 (任期)

代表役員の任期は、この寺院の住職在任中とする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第9条 (代表役員の職務権限)

代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

第10条 (責任役員の職務権限)

責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合において、定数の三分の二以上で決する。ただし可否同数のときは、代表役員の決するところによる。

第2節 干与者

第11条 (員数)

この法人に干与者若干名を置く。

第12条 (選定)

干与者は下記に掲げる者のうちから、代表役員が選定する。ただし、四に掲げる者は干与者及び責任役員に最低1名含まれる。

一 法類代表

二 法友代表

三 寺族代表

四 檀徒又は信徒の総代

第13条（任期）

前条第三条に該当する者以外の干与者の任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠干与者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（職務権限）

干与者は、この寺院の住職の選定、その他の重要事項の協議に参加する。

第3節 護持会

第15条（組織）

この法人に護持会を設け、檀徒及び信徒で組織する。

第16条（職務）

護持会は、この寺院、大本山及び曹洞宗の護持興隆を図るものとする。

第3章 財務

第17条（資産の区分）

この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什器のうちから設定する。

3 基本財産は、下記に掲げる財産のうちから設定する。

- 一 土地、建物その他の不動産
- 二 基本財産として指定されたもの

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

第18条（財産の処分等）

下記に掲げる行為をしようとするときは、曹洞宗の代表役員の承認を受けた後、一ヶ月以上前に、信者その他の利害関係者に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が告示する余裕のない場合、又は当該不動産の全面積の十分の一に満たない場合、及び第五号に掲げる行為が一ヶ月以内の期間に係るものである場合は、この限りではない。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し又は担保に供すること。
- 二 借入（但し当該会計年度内にて償還する一時の借入を除く）又は保証をすること。
- 三 主要な境内建物の新築、移築、除去又は著しい模様替えをすること。
- 四 境内地内の著しい模様替えをすること。
- 五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの寺院の主たる目的以外の目的のために供すること。

第19条（財産目録の作成）

財産目録は、毎会計年度終了後、前年度末現在によって作成する。

第20条（経費の支弁）

この法人の経費は普通財産をもって支弁する。

第21条（特別会計の設定）

特別の必要があるときは、特別会計を設けることができる。

第22条（会計年度）

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第4章 補則

第23条（規則の変更）

この規則を変更するときは、第10条の規定に従い、栃木県知事の認証を必要とする。

第24条（法人の合併及び解散）

この法人が合併又は解散するときは、第10条の規定に関らず、責任役員全員の議決を経て、曹洞宗の代表役員の承認及び栃木県知事の認証を必要とする。

第25条（残余財産の帰属）

この法人が解散したときの残余財産の帰属は、責任役員の議決により決定する。

第26条（包括団体の変更等）

この法人の所属する包括法人を変更又は離脱しようとするときは、第10条の規定に関らず、責任役員全員の議決を経て、栃木県知事の認証を必要とする。また認証後、速やかに曹洞宗の代表役員へ届出なければならない。

第27条（包括団体の規則の効力）

曹洞宗の宗制中、この法人に関係がある事項に関する規定は、別にこの規則に定められてないときは、この法人についても効力を有する。ただし、責任役員の議決によりその効力を無効とできる。

附則（昭和28年7月3日）

この規則は、この法人の設立の登記をした日から施行する。

附則（平成13年6月1日）

この変更規則は、平成13年6月1日から施行する。

高庵寺墓地管理規則

(目的)

第1条

本規則は宗教法人曹洞宗高庵寺(以下高庵寺という)が経営・管理する墓地(以下墓地という)の管理・使用が適切に行なわれることを目的とする。

(管理者)

第2条

墓地の管理者及び使用許可権限者は高庵寺代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第3条

管理者は本規則の定めるところにより墓地を管理し、使用許可他一切の権限を有する。また、必要に応じて本規則の細則他を定めることができる。

(墓地の種類)

第4条

墓地の種類は、①普通墓地、②合祀墓地、③特別墓地とする。ただし、特別墓地については本規則の適用外とする。

(普通墓地使用の承認)

第5条

墓地使用者は高庵寺檀徒及び信徒(高庵寺檀信徒規則による)とする。ただし、当法人と特別の関係の有するもので、住職が適当と認めた者は使用することができる。

2 墓地使用者は管理者の使用許可を受けなければならない。

(普通墓地使用者の義務)

第6条

墓地使用者は、以下の各号に従って、墓地を使用するものとする。

- ① 墓地には人骨の焼骨以外の埋蔵は許可しない。また埋蔵については、その都度管理者の許可を受けなければならない。
- ② 墓地使用者は焼骨を埋蔵するときは、所轄官庁の発行する「火埋蔵許可証」を管理者に提出しなければならない。
- ③ 墓地使用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の負担にて他の区画と区別し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。
- ④ 墓地上の工作物の設置、変更、改造、移転等については、事前に管理者の承認を必要とする。
- ⑤ 墓地上の樹木等の植栽は禁止する。ただし、既設墓地における植栽については、管理者の承認の元、常時適切な管理を施すことを条件に特例として認める。
- ⑥ 上記植栽については、管理者は必要に応じて、伐採等を墓地使用者に命じることができる。
- ⑦ 墓地使用者は、別に定めるところにより、護持会費等の諸費用を納入しなければならない。

2 (典礼権の明記)

墓地使用者は、高庵寺住職または高庵寺住職の委嘱を受けた者が葬儀を執行しない焼骨を埋蔵できない。但し、改葬の場合と新規入檀及び新規墓地使用の場合は、墓地管理者の承認を得ればこの限りでない。

(新規使用希望)

第7条

新たに墓地の使用を希望するものは、別に定めるところにより、管理者に使用許可を願い出なければならない。

(違反行為による使用の取り消し)

第8条

墓地使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は直ちに無条件で使用許可の取り消しをできる。

- ① 境内または墓地内で管理者の承認なく宗教行為を行ったとき。
- ② 墓地使用者が、高庵寺檀徒及び信徒、または当法人と特別の関係を有するもので、住職が適当と認めた者としての地位を失ったとき。
- ③ 使用墓地を墓地以外の目的に使用したとき。
- ④ 第6条第2項に違反したとき。
- ⑤ 第8条2項に違反したとき。

2 墓地使用者が次の一に該当すると管理者が判断したときは、管理者は一定の期間内に改善することを命じることができる。墓地使用者が正当な事由がなく命令に従わないときは、管理者は使用許可を取り消すことができる。

- ① 諸費用の納入を怠ったとき。
- ② 正当な事由がなく2年以上墓参を行わないとき。
- ③ 墓地上の墓碑その他の工作物が修繕を要するとき。
- ④ その他墓地の管理が不適切なとき。

3 使用許可を取り消された場合は、墓地使用者またはその承継者は、取り消された日から6ヶ月以内に墓所を原状に復さねばならない。

4 墓地使用者が前第3項の原状回復義務を怠った場合、管理者は合祀墓地への改葬および原状回復を代執行することができる。その費用については墓地使用者またはその承継者が負担するものとする。

(普通墓地使用の承継)

第9条

墓地使用者が死亡等により変更の必要があるときは、直ちに管理者に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、承継者は当寺の檀徒及び信徒に限り、祖先の祭祀承継者とする。

2 墓地使用者は、墓地を第三者に譲渡または転貸できない。

(合祀墓地の使用)

第10条

普通墓地での祭祀を望まない方、事情により合祀墓地での祭祀を望む方等のために、合祀墓地を設ける。なお、合祀墓地の使用については別に定める。

(管理権に基づく措置)

第 11 条

天変地異等の不可抗力による損害について、管理者はその責務を負わない。また、普通墓地墓所内での損害については、墓地使用者がその責務を負うものとする。

2 当該墓所について、管理者が公用収用や、墓地の整備等高庵寺運営上の必要によって、墓地使用者に改葬を求めたときは、これを拒むことはできない。

3 前第 2 項に関わる改葬の費用については、状況に応じて関係部署が負担するものとする。

(規則に定めない事項)

第 12 条

本規則および細則等に定めない事項については、関係法規等の定めるところによる他、その都度管理者が決定する。

附則

1 本規則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

2 特別墓地とは、歴代住職墓地、高庵寺寺族家墓地、その他上記普通墓地・合祀墓地以外の墓地を指す。

3 平成 22 年 8 月 16 日、第 7 条第 2 項追加、第 8 条④を⑤に変更、同じく④を追加。

4 平成 22 年 9 月 4 日(墓地の種類)

第 4 条

墓地の種類は、①普通墓地、②合祀墓地、③特別墓地とする。ただし、特別墓地については本規則の適用外とする。

日、第 9 条一部改定。

5 平成 23 年 4 月 1 日第 7 条第 2 項を削除、併せて第 8 条改訂。

6 平成 27 年 4 月 1 日第 6 条第 2 項に典札権を明記する事項を追加。併せて、第 8 条第 1 項を改訂。

高庵寺墓地管理細則

(目的)

第1条

本細則は高庵寺墓地管理規則第3条に基づき、宗教法人曹洞宗高庵寺(以下高庵寺という)が経営・管理する墓地のうち、普通墓地(以下墓地という)の管理が適切になされることを目的として定める。

(入檀手続き)

第2条

新たに墓地の使用を希望するものは、所定の新規墓地使用願(別記様式1)に必要事項を記入の上、所定の費用(別表1)を添えて願出しなければならない。

(諸費用)

第3条

墓地使用者は、別表1により、護持会費等の諸費用を納入しなければならない。

2 埋葬者のない墓地の場合、施餓鬼卒塔婆については、希望によるものとする。

(改善命令)

第4条

高庵寺墓地管理規則第8条第2項に基づく改善命令の猶予期間等を以下に定める。

- ① 諸費用の納入は該当会計年度(4月～翌3月)を期限とし、過去2ヵ年以上滞納した場合は原則的に墓地の使用を取り消す。ただし、特別の事情があり、管理者の承認がある場合は、3ヵ年まで猶予することができる。
- ② 墓参について、管理者から改善命令が出されたとき、墓地使用者は直ちに管理者に事情を説明しなければならない。管理者が正当な理由があると認めるときは、その事情が解消するまでを猶予期間とする。ただし、期間については、管理者と墓地使用者の合議のうえ、管理者が定める。管理者が正当な理由があると認めないときは、命令が出された日から起算し、1年以内に改善されないときは、墓地の使用許可を取り消す。
- ③ 上記2項以外の改善命令については、状況等に基づいて管理者が猶予期間を定める。期間内に改善されない場合は、墓地の使用許可を取り消す。

(細則に定めない事項)

第5条

本細則等に定めない事項については、関係法規等の定めるところによる他、その都度管理者が決定する。

附則

- 1 「千手観音墓苑」高庵寺合祀については、高庵寺合祀墓地管理規則による。
- 2 本細則は平成16年4月1日より施行する。
- 3 平成22年8月16日、第3条第2項追加。
- 4 平成22年9月4日、第1条一部改定。附則1を追加。